

新型コロナウイルス感染症対策

2月5日まで「福島県医療ひっ迫警報」発令中

県内の感染状況は減少傾向ですが、外来診療への集中を防ぐため、引き続き検査キットによるセルフチェックを積極的に活用してください。

対象	検査キット申し込み先
・有症状者（症状が軽い人） ※ 65 歳以上、基礎疾患のある人、妊婦は、まず医療機関に相談ください ・濃厚接触者	桑折町役場 WEB（平日 9:00 ～ 12:00）▶ ※ 1 日当たりの配付数は 30 セットです。 ※ 2 月 28 日☒まで期間延長 ☎健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133
・感染不安を感じる 無症状の福島県民	県新型コロナ検査キット配布センター ☎ 0120-941-546（毎日 9:00 ～ 19:00） WEB（24 時間受付）▶
・自主的な検査など	一般用抗原検査キット ※有料 薬局、ネットショップなどで販売 「研究用」でなく、国が承認した「体外診断用医薬品」または、「第1類医薬品」と表示されているものを選びましょう。

ワクチン接種医療機関の追加と予約について

新型コロナワクチン接種会場（12 歳以上対象：オミクロン株対応ワクチン）について、町内 3 医療機関（まつもとクリニック、遠藤内科医院、井上内科クリニック）に加え、次の医療機関が追加されました。

■追加医療機関 公立藤田総合病院
受 付 日：毎週木曜日
受付時間：15:30 ～ 15:45

☎町新型コロナウイルス感染症対策本部（健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133）

■接種予約

接種を希望する人は、早めに予約し接種をしましょう。
予約は、WEB または町公式 LINE（右記 QR コード）、コールセンター（☎ 050-8885-1060）で受け付けています。
※医療機関への直接予約はできません。

3 月末
まで



WEB



LINE

Jアラート試験放送

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）による情報伝達試験を行います。

■日時 2 月 15 日☒ 11:00

■試験放送 公共施設の屋外スピーカーから「これは、Jアラートのテストです」と放送されます。

※災害などの緊急情報を国が人工衛星などを通じて、瞬時に伝えるシステムです。

☎生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2123

各種商品券の使用期限が近付いています！

使用期限 2 月 28 日☒

< 対象商品券 >

- ①子育て世帯応援商品券
- ②非課税世帯応援商品券
- ③住民税均等割のみ課税世帯応援商品券
- ④プレミアム商品券（第 3 弾）

☎健康福祉課 ① 582-1133 ②・③ 582-1134 / ④産業振興課 582-2126

広報こおり

お知らせ版

令和 5 年

2 月 1 日

総合政策課発行

☎ 582-2111（代）

予約制

マイナンバーカード
休日受付

■日時 2 月 12 日☒
2 月 26 日☒
9:00 ～ 12:00
■場所 役場 1 階
税務住民課窓口

■内容

- ・マイナンバーカード
申請受付、交付、
暗証番号変更など
- ・マイナポイントの
申し込み

★事前に下記まで

電話で予約をお願いします。

※予約がない場合は休日
受付を行いませんので
ご注意ください。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和 5 年 2 月末です。カードの申請は平日も受付中！

☎税務住民課
住民国保係
☎ 582-2114

パブリックコメント実施

第2期桑折町住生活基本計画（案）

意見募集

町では、町民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定した確保および向上の促進に関する施策について、総合的かつ計画的に推進することを目的に「桑折町住生活基本計画」を平成25年3月に策定しました。基本理念「桑折らしい個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり」に基づき、令和4年度を目標年次として住宅政策を推進してきましたが、この度、「第2期桑折町住生活基本計画」の案を取りまとめましたので、皆さんのからのご意見を募集します。

■対象者 町内に在住・在勤の人

■計画の閲覧場所

- ・町役場 2階 建設水道課窓口
(閉庁日を除く 8:30～17:15 まで)
- ・町ホームページ (右記 QR コード) ▶



■意見書提出方法

任意様式に、氏名、住所、ご意見を記入の上、郵送、ファックス、メールで送付するか、直持参ください。

■意見書提出期限 2月14日(火)まで (必着)

■提出先

桑折町役場 建設水道課 都市整備係
〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
FAX 582-2479

✉ kensetsu@town.koori.fukushima.jp

■意見への対応

寄せられたご意見などは、内容を整理し、ご意見などに対する町の考えとともに、町ホームページで公表します (個人情報は除く)。

☎ 建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2115

パブリックコメント実施

第3次こおり男女共同参画プラン（素案）

意見募集

町では、令和5年度から令和14年度を計画期間とする「第3次こおり男女共同参画プラン」の策定に向けて協議を進めています。この度、素案を取りまとめましたので、町民の皆さんからのご意見を募集します。

■対象者 桑折町民

■計画の閲覧場所

- ・町役場 2階 総合政策課窓口
(閉庁日を除く 8:30～17:15 まで)
- ・町ホームページ (右記 QR コード) ▶



■意見書提出方法

意見書にご意見を記入の上、郵送、ファックス、メールで送付するか、直持参ください。

※意見書は、閲覧場所に備え付けています。

町ホームページからもダウンロードできます。

■意見書提出期限

2月9日(木)まで (必着)

■提出先

桑折町役場 総合政策課 政策推進係
〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
FAX 582-2479

✉ seisaku@town.koori.fukushima.jp

■意見への対応

寄せられたご意見などは、内容を整理し、ご意見などに対する町の考えとともに、町ホームページで公表します (個人情報は除く)。

☎ 総合政策課 政策推進係 ☎ 582-2115

第1回半田山フォトコンテスト
写真展開催中

昨秋に開催された半田山フォトコンテストの入賞作品を、旧伊達郡役所で展示しています。

「秋の景色」をテーマに、合計250点の応募作品から選ばれた19作品を展示しています。

■日時 3月10日(金)まで

9:00～17:00

※最終日は12:00まで

■場所 旧伊達郡役所

☎ 福島県北森林組合 ☎ 573-8992

入場無料

まゆお姉さんと踊ろう！
こおりまちファミリーダンス教室

参加者募集！

寒くて家にこもりがちなこの季節、親子で楽しく踊って体を動かしましょう。

■日時 2月26日(日) 開場 13:00 開演 13:30

■会場 イコーゼ！ 1階 多目的スタジオ

■講師 NHK「おかあさんといっしょ」

4代目ダンスのおねえさん いとうまゆさん

■対象 町内在住の就学前～小学3年生までのお子さん、とその保護者(親子50組)

■応募締切 2月15日(水)まで

※詳しくはこちら(右記QR) ▶

☎ 教育委員会 教育文化課 生涯学習係

☎ 582-2403



はかりの定期検査

適正な計量の実施を確保するため、令和5年度はかりの定期検査が実施されます。商店や工場、病院、調剤薬局、直売所、コンビニ、事業所などで、取り引きまたは証明に使用されているはかり・分銅・おもりは、**2年に1回の定期検査**を受けなければなりません。

町は、定期検査対象のはかりの事前調査を行いますので、ご協力をお願いします。

また、初めて検査を受ける人は、はかりの種類を確認しますので、下記までご連絡をお願いします。

日程	内容
1月下旬～2月中旬	はかりなどの事前調査 (前回の調査実績等で把握している事業所へ調査票をお送りします)
4月ごろ～	所在場所検査 (検査員が個別に伺います)
5月予定	集合検査 (町役場で行います)

※詳しくは、県のホームページ▶

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32110a/keiryoku.html>

または、「福島県計量検定所」

で検索してください。

関産業振興課 商工振興係 ☎ 582-2126



第2回家族介護者交流事業

在宅で介護をしている介護者同士の交流やリフレッシュを目的として、家族介護者交流事業を開催します。日ごろの疲れを癒しませんか。気軽にご参加ください。

■開催日時 3月10日(金) 9:30～15:00

(上記時間にやすらぎ園集合・解散)

■開催場所 穴原温泉 溪苑 花の瀬

※やすらぎ園より送迎します。

■予定内容

- ①介護者ミーティング
- ②パワーストーンストラップ製作
- ③昼食、入浴、じゃんけん大会

■対象者

桑折町にお住まいの高齢者などを在宅で介護している家族(詳しくはお問い合わせください)

■定員 20人

■参加料 無料

■申し込み

2月22日(木)までに、下記または担当ケアマネジャーに申し込みください。申込者には、後日詳細をお送りします。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、内容が変更になる場合もあります。

関町地域包括支援センター ☎ 582-1188

不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は絶対にしないでください

不法投棄は重大な犯罪です

ごみは、「当日朝～8:30までに出す」などの定められたルールに従って適切にごみ出ししなければなりません。しかし、山林・道路・空き地へのごみの投棄や、ごみ収集所への不適正な排出など、ルールを守られていないケースが散見されます。

このような行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは、1千万以下の罰金または併科(法人の場合は3億円以下の罰金)に処せられる重大な犯罪」です。不法投棄を発見したら、町および警察署へ通報をお願いします。

不法投棄を防止しよう

私有地にごみを不法投棄された場合、不法投棄を行った人が当然撤去すべきものですが、行為者が特定できない場合、廃棄物処理法に基づき、土地の所有者や管理者が撤去しなければなりません。

不法投棄の未然防止のため、草刈りやごみ拾いなどを定期的に行うとともに、柵やロープなどを設置し、第三者が容易に侵入できないようにするなど、不法投棄がされにくい環境を整えるようにしてください。

ごみ出しルールは
ごみ収集カレンダーで確認▶



事業で出たごみは、処分業者へ依頼

町内のごみ収集所は、家庭から出たごみを出すためのものです。建設現場や解体現場で出た建築廃材など、事業で出たごみを、町内のごみ収集所に出すことはできません。事業で出たごみは、必ず処分業者に依頼して処理してください。

▶不法投棄されたごみ



関生活環境課 ☎ 582-2123

令和4年分の確定申告相談が始まります

■受付期間

2月9日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く)

※ただし、2月23日(金)は開設します。

なお、2月9日(金)、10日(土)、13日(火)は、公的年金受給者を対象に申告相談を受け付けます。

■受付場所 町役場 1階 町民ロビー

■申告受付時間

9:00～11:00/13:00～16:00

※役場の開庁時間は、8:30です。

※詳細は広報こおり1月号をご覧ください。

★会場の混雑状況はこちらから確認できます▶

来庁される前の目安として活用ください。

混雑状況は
こちら



■国税に関する質問・相談について

【電話相談センター】

国税に関する一般的な相談は、仙台国税局の職員がお答えします。

☎ 534-3121 (福島税務署)

※音声ガイダンスに従い、「1」番を選択してください。

【タックスアンサー】

よくある国税の質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページ(タックスアンサー)から確認できます▶

問税務住民課 課税係 ☎ 582-2114



税理士による「確定申告期の税の無料相談会」

■場所

福島税務相談所 ※面接相談のみ
(完全予約制・相談時間 30分)

■相談日時

2月13日(火)～3月8日(火) 10:00～16:00

(土・日、祝日を除く)

■申込受付

月～金 9:30～16:30 (土・日、祝日を除く)

☎ 534-3907

■相談内容

所得税・相続税・贈与税など税に関すること

■その他

- ・新型コロナウイルス対策をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、開催中止を含め変更となる場合があります。

■主催 東北税理士会 福島支部

(福島市森合町14番29号)

確定申告の作成・送信は「e-Tax」がおすすめ!

自宅できる

e-Tax 申告とは、インターネットを使い電子的に申告手続きができるシステムです。画面の案内に従い必要事項を入力するだけで、税額を自動計算できます。

利用の際は、マイナンバーカードまたは税務署で発行されるID・パスワードが必要です。

■e-Tax のメリット

- ① 待ち時間がない
- ② 24時間利用可能(確定申告期間中)
- ③ 還付金を早く受け取れる

■より便利になった e-Tax

- ・パソコンで申告する際は、スマホがあればICカードリーダー無しで利用できます。
- ・スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額や支払情報などが自動入力されます。

e-Tax 申告をする

e-Tax 申告は国税庁HP
「確定申告書等作成コーナー」から▶



利用方法を見る

e-Tax の利用方法を
動画(YouTube)で紹介しています▶



問 e-Tax 申告に関する問い合わせ ヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）

2月の内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）日をお知らせします。

■実施日 2月13日(火)

■受付時間 10:00～16:00

■場所 桑折町保健福祉センター「やすらぎ園」

■問い合わせ・予約先

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

令和5年度会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム職員）募集

No.	勤務場所	職種	採用人数	資格・条件	勤務時間・給料など
①	各小中学校	特別支援教育支援員 パートタイム	1人	・健康で児童生徒の支援に意欲のある人 ・教員免許所持または支援員の経験があれば尚可	[勤務時間] 8:05～15:50のうち7時間（週5日）/年間217日程度 [給料] 日給6,791円～（有資格者7,329円～） [社会保険] 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 [職務内容] ・児童に対する学校生活全般の支援 ・個別学習支援、引率・指導補助など
②	各小学校		1人		[勤務時間] 8:05～12:05のうち4時間程度（週20時間未満） 週5日（年間217日程度） [給料] 時給970円～（有資格者1,047円～） [社会保険] 労災保険 [職務内容] ・児童生徒に対する学校生活全般の支援 ・個別学習支援、引率・指導補助など
③	各小学校	学校事務補助 給食事務補助	1人	パソコン操作（文書作成、データ入力、表計算）ができる人	[勤務時間] 8:30～15:00のうち5時間（週5日）/年間217日程度 [給料] 日給4,850円～ [社会保険] 雇用保険、労災保険 [職務内容] ※3年目以降は健康保険、厚生年金保険加入 ・集金関係の管理や伝票の処理、銀行の手続きなど ・給食配膳など
④	釧路保育所	フルタイム 保育士	2人程度	保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者か、令和5年3月末までに取得見込みの者	[勤務時間] 7:30～19:00のうち7時間45分（週5日・土曜日有り） 12か月雇用 [給料] 月給170,400円 [社会保険] 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 [職務内容] 入所児（0～2歳児）の保育全般
⑤	釧路幼稚園預かり保育・児童館 各放課後児童クラブ保育室	代替支援員 パートタイム	5人程度	健康で児童の保育に意欲のある者。 社会福祉士・保育士、幼・小・中・高いいずれかの教諭資格を有する者または放課後児童支援員認定資格を有する者であればなお可	[勤務時間] 【平日】13:30～19:00のうち5.5時間程度 【夏休みなどの長期休業期間中】7:30～19:00のうち5時間程度 【土曜日】7:30～19:00のうち5時間程度 ※勤務時間帯および勤務時間数・場所変則 【資格有り】時給1,047円【資格無し】時給970円 [給料] 労災保険 [社会保険] 預かり保育（幼稚園児）・放課後児童保育（小学生）の保育全般 [職務内容]
⑥		支援員	1人		[勤務時間] 毎週土曜日15:30～18:30（3時間） [給料] 【資格有り】時給1,047円【資格無し】時給970円 [社会保険] 労災保険 [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）・放課後児童保育（小学生）の保育全般
⑦			1人		[勤務時間] 土曜日（シフトによる）7:30～13:00のうち5時間 [給料] 【資格有り】時給1,047円【資格無し】時給945円 [社会保険] 労災保険 [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）・放課後児童保育（小学生）の保育全般

※①②③の休日は、土日・祝日、および夏休みなどの長期休業期間（研修、授業準備期間を除く）

※①②③④は、学校行事などで超過勤務を命ずることがあります。

■提出書類

(1) 町指定の履歴書

※教育文化課で配布する他、町ホームページからもダウンロードできます▶



(2) 資格を有することを証する書類 ※該当者のみ

■提出期限 2月17日（日） ※郵送の場合は必着

■提出先・問い合わせ

桑折町教育委員会 教育文化課（庁舎3階）
〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
☎582-2403 FAX582-2470

■試験内容

- ・一次試験 書類審査
- ・二次試験 口述試験（個別面接）

※一次試験の可否および二次試験の日程などについては、本人宛に別途通知します。

■二次試験の可否発表、採用など

- (1) 令和5年3月上旬に本人宛てに通知します。
- (2) 採用決定者は、令和5年4月1日から雇用
- (3) 給料は、桑折町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
- (4) 一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当等を支給します。

■勤務条件

桑折町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づきます。

■その他

保育業務を参観したい場合は、問い合わせ先へ連絡ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

委員の任期満了（令和 5 年 7 月 19 日）に伴い、次のとおり推薦、募集を行います。
意欲のある人の推薦、応募をお待ちしております。

■定数と募集方法

- ・農業委員 10 人（町内の農業者などからの推薦と一般応募）
- ・農地利用最適化推進委員 10 人（農業委員会が定めた区域の農業者などからの推薦と一般応募）

委員の区域および定数	農業委員（※ 1）		農地利用最適化推進委員			
	区域	定数	農業委員会が定めた区域			
			区域名	定数	区域名	定数
			桑折	1 人	上郡	1 人
			松原・成田	2 人	南半田	1 人
町内全域（※ 2）	10 人	万正寺・平沢	1 人	北半田	1 人	
		伊達崎・下郡	2 人	谷地	1 人	
資格	農業に関する識見があり、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行う事ができる人		・農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見がある人			
主な業務内容	・農地法に係る権限事務（農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定、農地転用許可など）について、毎月農業委員会総会に出席し、審査および決定を行う。 ・農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務		・担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などについて、担当区域における現場活動を行う。 ・必要に応じて農業委員会総会に出席し、推進委員として意見を述べる。			
任期	令和 5 年 7 月 20 日～令和 8 年 7 月 19 日（3 年間）					
報酬	228,000 円（年額）		182,400 円（年額）			

※ 1 農業委員の構成として、次の要件があります。

- ・原則として、過半数を認定農業者等とする必要があります。
- ・農業者以外で、中立的な立場の人を含めます。
- ・女性・青年の登用が求められているため、女性・青年の積極的な推薦、応募をお願いします。

※ 2 農業委員については、農地利用最適化推進委員のような区域の指定はありません。

■推薦・応募方法

産業振興課（農業委員会事務局）で推薦書・応募申込書を配布します。

※町ホームページからもダウンロードできます▶

※詳しくは、右記まで問い合わせください。

■受付期間 2 月 13 日月～ 3 月 13 日月



■推薦書・応募申込書提出先

桑折町役場 1 階 産業振興課（農業委員会事務局）
〒 969-1692 桑折町大字谷地字道下 22 番地 7

【持参受付】 平日 8:30 ～ 17:15

【郵便受付】 3 月 13 日月の消印有効

☎産業振興課（農業委員会事務局） ☎ 582-2126

かんがい農地面積等異動届の提出を

土地改良区費の水利費賦課は、毎年 4 月 1 日時点の農地面積が基準となります。令和 5 年度の水利費賦課の基準となる農地面積などに異動がある場合は、伊達西根堰土地改良区まで次のとおり届け出てください。

- ・農地売買などにより所有権に異動が出た場合
- ・地区除外をする場合
- ・経営委譲など（死亡した場合も含む）により、名義変更した場合
- ・農地の貸借が行われた場合
（水利費の支払い者を確認願います）

■届出期限 3 月 24 日金

■届出先・問い合わせ

伊達西根堰土地改良区 ☎ 582-2319